



障害のある方のくるまの運転 総合ガイドブック3



宮城県リハビリテーション支援センター



令和4年1月版

はじめに

障害者の社会参加推進とともに、障害者の自動車運転への取組も広がりを見せています。病気にかかった方や、障害を持った方本人が運転することによって、生活の質は向上し、自立した生活につながります。一方で、安全な自動車運転が行えるよう、障害のある方本人だけでなく、家族や支援者も運転に至るまでの手順や知識をもつことが必要です。

このガイドブックでは、主に身体障害者向けの自動車運転に必要な情報について紹介しています。平成26年4月に作成した「障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック2」の内容に、道路交通法の改正に伴う変更点、これまでの障害者の運転に関する動向に加え、新たに宮城県内の医療機関による自動車運転支援の現状についての情報も加え、障害のある方本人、その家族や支援者向けに改訂いたしました。

多くの方にご活用いただけると幸いです。



目 次

はじめに

1	障害のある方の自動車運転	1
(1)	自動車運転までの流れ	1
(2)	運転免許センターにおける運転適性相談	2
(3)	自動車運転に関する宮城県内の医療機関の取組	4
(4)	宮城県内の自動車教習・講習環境	4
2	福祉車両と自動車運転補助装置	5
(1)	福祉車両	5
(2)	自動車の運転補助装置	6
(3)	車両と車椅子間の移乗・車椅子の積み下ろし	7
(4)	運転補助装置つき自動車の保管・管理	8
3	障害者の運転に関する法律・制度	9
(1)	障害者の運転に関する動向	9
(2)	市町村における障害のある方の車の運転に関する助成制度	12
(3)	その他の各種優遇制度等	13
(4)	運転免許の自主返納制度と身分証明書としての運転経歴証明書	16
4	宮城県リハビリテーション支援センターの取組	17

おわりに

- 別紙1 自動車運転補助装置一覧
- 別紙2 宮城県内指定自動車教習所一覧
- 別紙3 宮城県内市町村における助成制度実施一覧

1 障害のある方の自動車運転

(1) 自動車運転までの流れ

障害のある方の自動車運転は、①新たに運転免許を取得する場合と、②運転免許取得後に一定の病気にかかったり、障害を持った場合に分けられます。

どちらの場合でも、運転免許センターの適性相談において、運転することができるかどうかを判断してもらう必要があります。また運転が可能とされた場合には、安全な運転を行うために必要な条件についても判断されます。

①新たに運転免許を取得する場合 (図1)

運転免許センターでの運転適性相談後、指定自動車教習所にて教習を受けることになります。指定自動車教習所に運転免許センターで付された条件を満たす教習車がない場合には、車両の準備が必要なことがあります。

②運転免許取得後に病気にかかったり、障害を持った場合 (図2)

運転免許センターでの運転適性相談を受け、その結果付与された条件に則り、運転を再開することができます。指定自動車教習所での講習は必須ではありませんが、指定自動車教習所で練習後に運転することもできます。

無条件適格

・運転に特に条件が必要ない

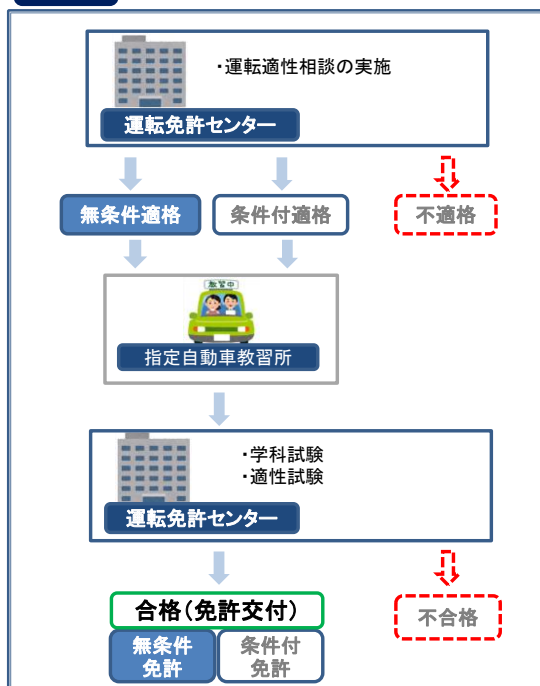
条件付適格

・安全な運転が行える範囲の免許種別・車種・構造・補装具の使用など条件が付く

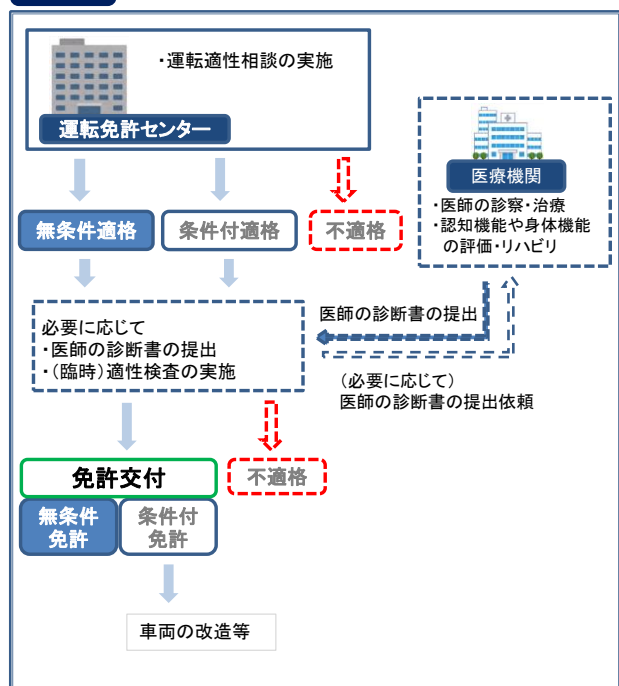
不適格

・運転が認められない

【図1】



【図2】



(2) 運転免許センターにおける運転適性相談

①運転適性相談とは

運転免許センターでは、一定の病気にかかった方や障害のある方及びその家族等からの運転に関する相談（運転適性相談）に応じています。

一定の病気にかかった方や障害のある方は、運転免許取得・更新申請時に、自身の症状に関する「質問票」に正確に記載する必要があります。質問票の記載内容によって、ただちに運転免許の取消等になることはありませんが、運転適性相談を受けるように促されることがあります。なお、質問票に虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。

運転免許センターの運転適性相談は、安全な運転に支障があるかどうかについて個別に聞き取りを行い、運転適性を把握し適切な指導を行うものです。必要に応じて、主治医による診断書の提出を求めたり、臨時適性検査等を実施し、運転免許の継続や拒否・取消、保留・停止等について判断します。

②運転適性相談の対象者

運転適性相談の対象となる方は、下記のとおりです。

- | | |
|----|------------------------------------|
| I | 一定の病気にかかって治療中の方、リハビリ中の方、身体に障害のある方等 |
| II | その他、運転に関しての適性を相談したい方 |

上記Iの「一定の病気」とは、自動車運転に支障を及ぼすおそれのある病気等として、免許の拒否や取消、保留等の事由とされている次の病気です。

ただし、一定の病気にかかっている場合でも、その症状や程度は様々ですので、必ずしも、運転免許の拒否や取消等の対象となるとは限りません。

一定の病気とは

- | | |
|------|---|
| i | 統合失調症 |
| ii | てんかん |
| iii | 再発性の失神 |
| iv | 無自覚性の低血糖症 |
| v | そううつ病 |
| vi | 重度の眠気症状を呈する睡眠障害 |
| vii | その他自動車運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる恐れがある症状を呈する病気
(例：脳に関する病気（脳梗塞、脳出血など）や心臓に関する病気（心筋梗塞、心筋症など)) |
| viii | 認知症 |
| ix | アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒 |

③相談場所

県内の各運転免許センターで、運転適性相談を受け付けています。特に、運転免許証の更新を予定されている方は早めの相談が必要です。全て予約制になっていますので、詳細については、各運転免許センターにお問い合わせください。

■運転適性相談

相談場所	宮城県運転免許センター (仙台市泉区市名坂字高倉65) 石巻運転免許センター (東松島市赤井字南一134) 古川運転免許センター (大崎市古川大宮3丁目4-30) 仙南運転免許センター (柴田郡大河原町字南平3-1)	TEL: 022-373-3601 TEL: 0225-83-6211 TEL: 0229-22-8010 TEL: 0224-53-0111
相談日	月～金曜日（土、日、祝日、休日、年末年始の休日を除く） 14:30～16:00（電話にて要予約）	
必要書類	障害者手帳の交付を受けている方・・・障害者手帳 お薬手帳（交付を受けている方）または処方箋 運転免許保有者・・・運転免許証 その他・・・印鑑、更新連絡書、通院している病院の診察券	
相談料	無料	

運転免許の拒否・取消等となりえるもの

「一定の病気」にかかった方以外にも、下記のいずれかに該当する方は、免許の取消や停止または拒否や保留の対象となることがあります。

- ① 目が見えない方
- ② 体幹の機能に障害があつて、腰をかけることができない方
- ③ 両手両足の不自由な方またはない方
- ④ ①～③までに掲げたほか、自動車等の安全な運転に必要な認知または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる方（条件を付し、または変更することにより、その能力が回復することが明らかなものを除く）

(宮城県警察ホームページより引用)

(3) 自動車運転に関する宮城県内の医療機関の取組

運転免許取得後に一定の病気にかかったり、障害を持った場合には、運転免許センターによる運転適性相談を経て、運転に支障があるかが判断されますが、一部の医療機関においては、主に入院中や外来通院の患者を対象に診療・リハビリテーションの一環として自動車運転再開への支援が行われています。

本人の希望と家族の同意のもとに医師の診察、指示により、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等による運転に関する認知機能や運転操作に関する身体機能の評価を行い、必要に応じて、運転免許センターに提出する診断書の作成が行われています。また、医療機関によっては、ドライビングシミュレーターや自動車教習所と連携して実車による評価やリハビリテーションを行っているところもあります。

これらは運転再開も含めた生活全般の支援の一環として行っており、運転が困難になった場合の代替移動手手段の検討や方法の獲得についても併せて支援が行われています。

自動車運転に関する支援は、全ての医療機関が実施しているわけではなく、実施している医療機関においても対象となる方の条件があります。また、自動車運転再開の可否は運転免許センターの適性相談を経て判断されるため、医療機関での支援の有無によって運転再開の可否が決定するわけではありません。

医療機関による自動車運転再開に関する支援を希望される方は、かかりつけの医療機関にご相談いただくか、当センターにお問い合わせください。

(4) 宮城県内の自動車教習・講習環境

一定の病気にかかったり、障害のある方が運転免許を取得する場合には、運転免許センターでの適性相談後、指定自動車教習所を利用して自動車教習を受けることが可能です。また、運転免許取得後に障害を持った場合も、指定自動車教習所の講習を受けることが可能です。

指定自動車教習所によっては、運転補助装置をつけた教習車の配備や障害を持った方でも利用しやすいような施設環境を整えたり、障害者教習指導員研修を受講した指導教官を配置しているところもあります。

障害のある方の受け入れ条件については、指定自動車教習所によって異なります。教習設備等の状況により、対象者との応相談としている指定自動車教習所が多く、障害種別によっても異なります。

一部の指定自動車教習所では、医療機関と連携して支援を行っているところもあります。

宮城県内の指定自動車教習所に関する情報については、別紙2の「宮城県内指定自動車教習所一覧」のとおりです。

詳細については、各指定自動車教習所にお問い合わせください。



2 福祉車両と自動車運転補助装置

(1) 福祉車両

福祉車両は、大きく分けて「自操式福祉車両」と「介護式福祉車両」に分けられます。公共交通機関向けには、「ノンステップバス」や「リフト付きバス」などがあります。本ガイドブックでは、運転補助装置等を取り付けて、障害のある方が自ら運転を行うための自操式福祉車両についてご紹介しています。

介護式福祉車両については、宮城県内に自動車メーカーによる福祉車両の展示場が1カ所あります。詳しくは、各自動車メーカーにお問い合わせください。

車両選択のポイント

障害のある方が自動車運転を行う場合は、障害の状態に適した自動車の選び方が大切です。デザインや予算、使用目的だけではなく、障害のある方が安全に運転できることも車両選択において重要になります。

車両選択時のポイントとしては、「使う目的や環境」「乗り降りのしやすさ」、「運転姿勢の安定性」等が挙げられます。車両の種類や選択のポイントについて紹介している冊子やホームページを下記に掲載しましたのでご参照ください。

☆国際福祉機器展 H.C.R 福祉機器選び方・使い方副読本

「はじめての福祉車両，福祉に役立つ一般製品，自助具 自立支援編」

<https://www.hcr.or.jp/useful/howto>

☆一般社団法人日本自動車工業会

「でかけよういっしょに はじめての福祉車両ガイド」

<http://www.jama.or.jp/welfare/>

カタログだけでは、自分の障害に適しているかわかりにくいこともあります。一度購入すると、簡単に買い直すことは難しいことから、実際に試乗できる販売店に相談したり、試乗してみることをお勧めします。

(2) 自動車の運転補助装置

障害のある方が運転する場合、運転補助装置を取り付けるなどの車両の改造が免許交付や更新の条件になる場合があります。

標準的な運転補助装置のうち、当センターで所有している運転補助装置についての種類と適応をご紹介します。

詳細は巻末に添付している別紙1「自動車運転補助装置一覧」をご参照ください。

	運転補助装置種類	適応
①	旋回装置	片手のみでハンドル操作を行う必要のある方
②	手動装置	主に下半身が不自由な方
③	アクセル・ブレーキペダル 誤操作防止装置	主に下半身が不自由な方
④	左足用アクセルペダル装置	主に右半身が不自由な方
⑤	方向指示器補助装置 ワイパー補助装置	左右いずれかの半身が不自由な方
⑥	トランスファーボード	主に下半身が不自由な方
⑦	セレクトレバー補助装置 駐車ブレーキ補助装置	腕の力や握力の弱い方や左半身が不自由な方
⑧	特定後写鏡 (ワイドミラー・補助ミラー)	主に聴覚障害の方
⑨	リフト(車椅子積み込み用)	車椅子を使用されている方

今回紹介しているものは、数多くある運転補助装置の一部です。運転補助装置を選択する際には、運転免許の条件に適合しているか、またご自身の身体状況に適合しているかを実際に体験してみることをお勧めします。

運転補助装置を取り付けた自動車は、障害のない方と共有することもできますが、一方でお持ちの車両によっては、運転補助装置を取り付けられない場合もあります。各メーカーのカタログ等を参考にしながら、十分に検討することが大切です。

身体障害者手帳を所持し、条件を満たしている場合には、各市町村が実施している自動車改造の助成が受けられる場合があります。本ガイドブック13ページの「市町村における障害のある方の車の運転に関する助成制度」の項目をご参照ください。

新車購入時に取り付けられるものや車両そのものの設定で運転が補助される機能をもつ自動車もありますが、改造が難しい自動車もありますので、各自動車メーカーにお問い合わせください。また、県内にて自動車改造等を行っている業者については、当センターにお問い合わせください。

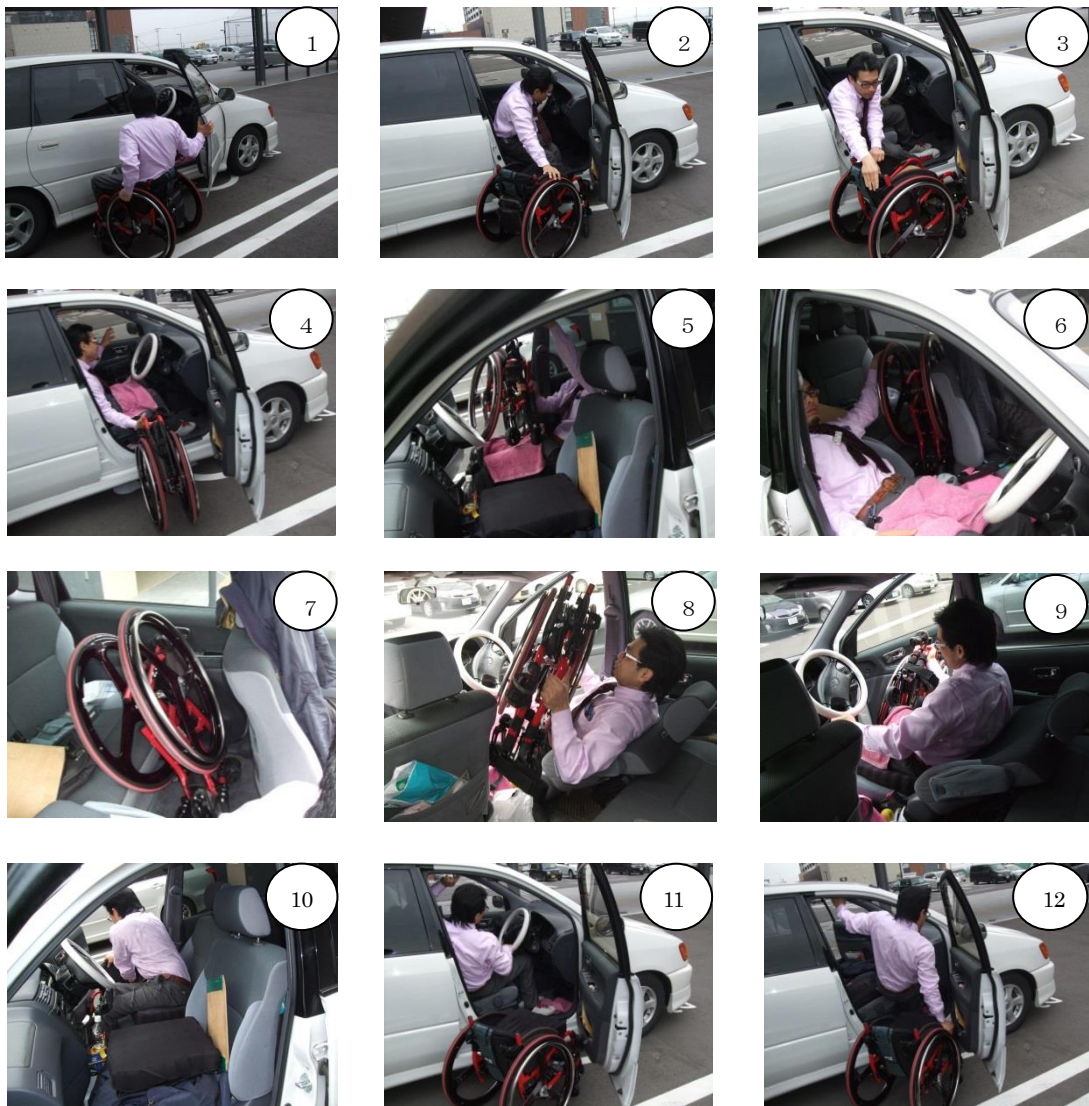
(3) 車両と車椅子間の移乗・車椅子の積み下ろし

移動に車椅子を使用している方が車を運転する場合に、車椅子と車両間の移乗と、車両への車椅子の積み下ろし（収納）が大きな課題となります。

下記の2つの方法についてご紹介します。

① 運転者が自力にて車両へ積み下ろす方法

上肢の力を用いて自身が車両内に乗り移り、運転席のシートを倒し、上体の前方を通して車椅子を持ち上げ、助手席と後部座席の間に運び入れています。車両から降りる際は、逆の要領で、運転席のシートを倒し、上体の前方を通して車椅子を車外に運び出した後、自身が車椅子に乗り移ります。



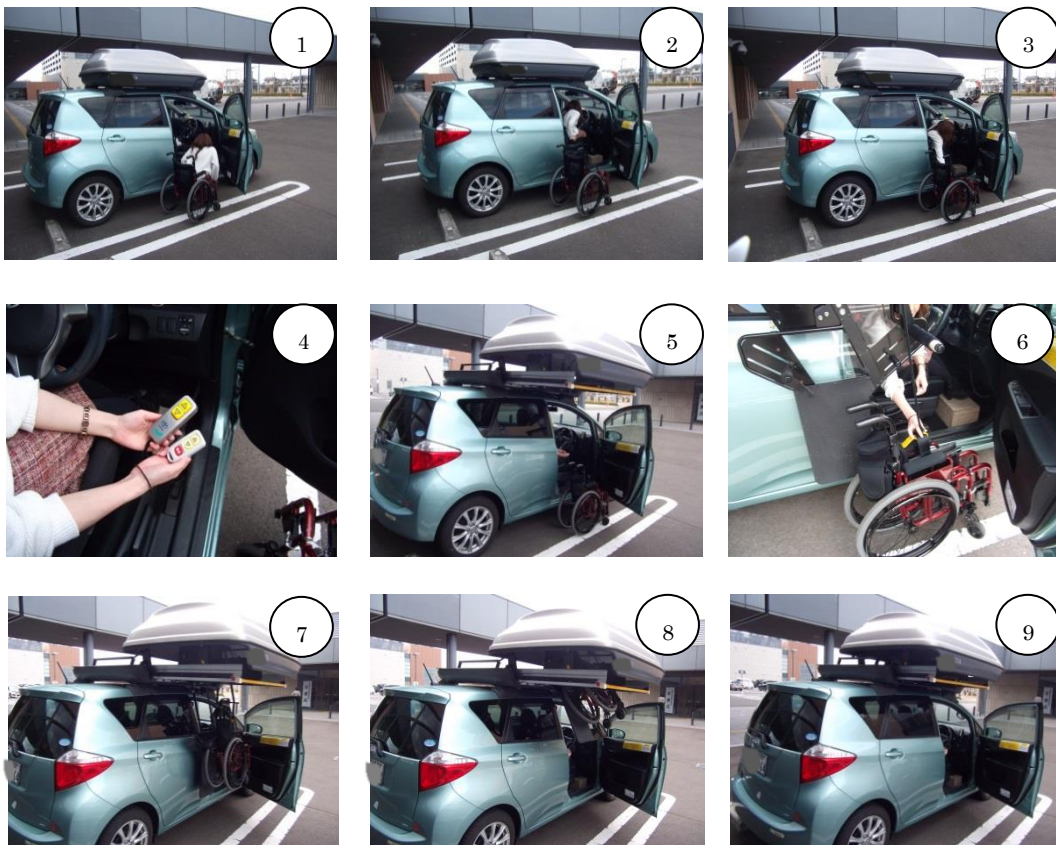
※写真のモデルとなっている方は、胸椎3番の脊髄損傷の方です。

写真の方法は一例であり、障害の状態や車種により動作方法や車椅子の収納場所等が異なります。車種により車高やドアの開閉幅、車内の広さも異なるため、車種選定も重要です。

② 電動格納装置等を用いた積み下ろし方法

障害のある方が自身が、自力で車椅子の積み下ろしが難しい場合には、電動で車椅子を持ち上げて車両の上へ格納する装置や車両内に設置したアームを用いて車椅子の積み下ろしをする装置等があります。

車椅子から車両に乗り移った後、リモコンによる操作で、屋根上に設置された車椅子格納ボックスが水平に展開し、同時に車椅子収容のためのカーゴとフックが下りてきます。車椅子座面に取り付けたベルトにフックを引っ掛け、車椅子を吊り上げます。車椅子は格納ボックスに横向きに収納されます。



電動式の格納装置は、車種によって取り付けできない場合があります。また折りたたみができない車椅子や車椅子の機能や形状、重量等によってボックスに格納できないものもあります。車両の選択、車椅子の種類を確認の上、設置を希望される場合には、自動車メーカーや取扱業者にご相談されることをお勧めします。

(4) 運転補助装置つき自動車の保管・管理

運転補助装置等を取り付けた自動車は、改めて自動車検査登録制度（車検）の構造等の変更検査の諸手続を行う必要はありません。そのため、運転補助装置等が適切に機能しているかどうかの管理については、所有者・運転者が担うこととなります。運転補助装置のアフターサービス・点検はディーラーや専門メーカー等で行っている場合もあるので、それを利用して補助装置の安全性について管理することも重要になります。

3 障害者の運転に関する法律・制度

(1) 障害者の運転に関する動向

①聴覚に障害のある方の運転について

聴覚障害者の運転免許制度は徐々に拡大してきています。

平成28年4月からは、取得条件を満たしている補聴器を使用すれば、両耳の聴力が10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる方は、第二種免許を取得できるようになりました。

平成29年3月からは、聴覚障害者（補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）でも、特定後写鏡（ワイドミラーまたは補助ミラー）の取り付けと、聴覚障害者標識を表示することを条件に、普通自動車に加えて、準中型自動車が運転できるようになりました。

補聴器を使用して運転することが条件になっている聴覚障害者の方が、補聴器を使用せずに運転を希望する場合には、運転免許センターで臨時適性検査を受けることが必要になります。臨時適性検査において、特定後写鏡（ワイドミラーまたは補助ミラー）を活用した運転技能の確認と運転に関する技能および知識の指導を行ったのち、補聴器を使用しない場合における条件が付与されることになります。



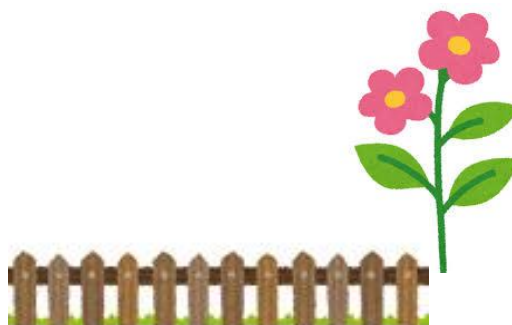
聴覚障害者標識



特定後写鏡 (ワイドミラー)



特定後写鏡 (補助ミラー)



②一定の病気にかかっている方の運転について

本ガイドブック2ページに示した一定の病気にかかっている方については、運転免許センターで、自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについて個別に聞き取りを行います。また必要に応じて、臨時適性検査等の実施を行い、運転免許の継続や拒否・取消、保留・停止等を判断することになっています。平成26年6月からは、一定の病気等に係る運転者対策がさらに整備されています。

一定の病気等にかかる規定

- i 運転免許の取得および更新時の一定の病気等の症状に関する質問票の提出
運転免許の取得・更新時に、一定の病気等の症状について質問票への記載が義務づけられました。質問票に虚偽の記載があった場合には、罰則（1年以下の懲役、または30万円以下の罰金）が適用されることがあります。
- ii 医師による任意の届出制度
医師は診察した患者が、一定の病気等に該当しており、運転免許を取得していると知った場合は、診察結果を運転免許センターに届出することができます。
- iii 免許の効力暫定停止制度
運転免許センターは、一定の病気等に該当する疑いがあると認められる場合に、3ヶ月を超えない範囲内で運転免許を停止することができます。
- iv 免許再取得時の一部試験の免除
一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合でも、取消から3年以内の場合は、再取得時の運転免許試験の一部が免除されます。また3年以内に再取得できた場合には、取り消された免許を受けた日から取り消された日までの期間と再取得した免許を受けていた期間は継続されていたものとみなされます。



③70歳以上の方の運転について

平成29年3月の道路交通法の改正により、高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化されています。

75歳以上の運転者は、運転免許証の更新に際し、高齢者講習を受講する前に認知機能検査（講習予備検査）を受けることが義務づけられています。

高齢者運転対策

i 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の実施

75歳以上の運転者に対して、運転免許証の更新時に実施されていた認知機能検査に加えて、信号無視や一時不停止等の一定の違法行為をした時には、臨時の認知機能検査を受ける必要があります。臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された場合には、臨時高齢者講習を受けなければなりません。

ii 臨時適性検査の制度の見直し

更新時の認知機能検査または臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は臨時適性検査、または医師の診断書の提出をしなければなりません。

医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消または停止になります。

iii 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける高齢者講習の内容等が変わりました。認知機能の低下のおそれがないと判定された方は、講習時間が短縮されています。その他の方は、実車指導、個別指導を含めて3時間の講習となります。



(2) 市町村における障害のある方の車の運転に関する助成制度

市町村では、障害者の社会参加を促進するための事業として、障害のある方の運転免許を取得するための費用と自動車を改造するための費用について、それぞれその一部を助成する制度があります。

それぞれの助成事業は下記のとおりですが、市町村によって条件等の詳細が異なります。市町村の実施状況については、巻末に添付している別紙3「宮城県内市町村における助成制度実施一覧」をご参照いただき、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

■運転免許取得費助成

助成内容	運転免許を取得する場合、教習を受けるために必要な費用の一部を支給 ■取得免許は、「普通自動車免許のみ」としている市町村があります。
助成対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持する方 ■難病の方を対象にしている市町村があります。 ■精神障害者保健福祉手帳所持者は対象にならない市町村があります。 ■身体障害者手帳の等級制限がある市町村があります。 ■助成対象者の前年度所得により、助成対象にならない場合があります。
助成額	費用の3分の2以内（上限10万円） *助成額等については、市町村ごとに異なります。
申請時期	多くは指定自動車学校に入校前としていますが、市町村ごとに異なります。

■障害者用自動車改造費助成

助成内容	身体障害者が運転する自動車の改造（運転補助装置等）に必要な費用の一部を支給 ■多くの市町村で障害者自らが所有し、運転している自動車の改造に必要な経費としています。
助成対象	身体障害者手帳を所持する方（等級に条件があります。） ■手帳等級については、市町村ごとに異なります。 ■助成対象者の前年度所得により、助成対象にならない場合があります。
助成額	費用の3分の2以内（上限10万円） ■助成額等については、市町村ごとに異なります。
申請時期	改造発注前の申請を必要としますが、市町村ごとに異なります。 ■改造計画書や見積書の提出を求める市町村もあります。

(3) その他の各種優遇制度等

障害のある方の自動車運転に関して、代表的な優遇制度について一部紹介します。

①運転補助装置や補助装置が付いた車両、改造費の消費税免除

一部の運転補助装置や運転補助装置が付いた車両本体は消費税の非課税措置の対象となっています。また、運転補助装置が付いた車両への追加や装置の修理費用も非課税対象となります。消費税の免除には、自動車販売店または運転補助装置を取り付ける業者との契約時に手続きが必要です。

非課税となる補助装置の一例

手動装置・左足用アクセル・右駐車ブレーキレバー・足踏みウinker・運転用改造座席等

*業者により取扱装置が異なります。

②自動車税（環境性能割・種別割）軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

一定の条件を満たした障害者手帳を所持している方に対して、自動車税等の減免制度があります。条件により必要書類等が異なりますので、詳しくは各問い合わせ先に御相談ください。

種類	減免対象となる自動車	問合せ先
自動車税 環境性能割 軽自動車税 環境性能割	一定の条件を満たす身体障害者等*が所有（取得）する自動車運転者が下記の場合に対象となります。 ■身体障害者等本人が運転する自動車 ■身体障害者等の通学（通所），通院または生業のために身体障害者等と生計を一にする家族の方が運転する自動車 ■身体障害者等のみで構成される世帯で身体障害者等の通学（通所），通院または生業のために常時介護する方が運転する自動車	■新たに取得する場合 →仙台中央 県税事務所 扇町出張所 ■登録時以外に申請する場合 →各県税事務所
自動車税 種別割		
軽自動車税 種別割	各市町村税務担当窓口にお問い合わせください。	

*身体障害者等：身体障害者，戦傷病者，知的障害者，精神障害者

③自動車保険（任意保険）保険料の割引

運転補助装置等が取り付けられている福祉車両について、保険料の割引が適用される場合があります。また障害のある方本人が運転する場合や家族が運転する場合に保険料の割引が適用される場合もあります。詳しくは各保険会社、保険代理店にお問い合わせください。

④有料道路通行料金の割引

「身体障害者手帳を所持している方が運転する場合」または「重度の身体障害者の方、もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者本人以外の方が運転する場合」に事前に登録された自動車に対して、通行料の割引が適用されます。ETCでの利用を希望される場合には、別途ETCの利用登録も必要です。申請先は各市町村の福祉担当窓口になりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

■有料道路通行料金割引制度

割引対象	「身体障害者手帳を所持し、自ら運転する方」もしくは「重度*の身体障害者の方もしくは重度*の知的障害者の方が同乗し、障害者本人以外の方が運転する場合」に障害者一人につき事前に登録された自動車1台 ■対象自動車は車検証に「自家用」と記載されている必要があります、その他用途等にも要件があります。 ■対象自動車は、原則、障害のある方本人または本人の親族等が所有するもの（リース自動車等は対象にならない場合があります。）
割引内容	通常料金の半額 ■端数が生じる場合には、端数を10円単位で切り上げします。
利用方法	・事前にお住まいの市町村の福祉担当窓口申請が必要です。 ・事前登録後、有料道路料金所にて、障害者手帳の提示または利用登録されたETCカードにてゲート通過をします。 ■ETCによる料金支払いを希望する場合は、ETCカードの登録も必要です。
その他	有効期間（手続きを修了した日からその後の2回目の誕生日）があるため更新が必要です。

*重度の範囲は、各手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ。

⑤駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者等で歩行が困難な方が使用する自動車に対して、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合に限り、駐車が認められています。ただし、法定の駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所は対象外となります。

交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示をしなければなりません。標章の交付を受けるには、各警察署に申請が必要です。

■駐車禁止除外指定車標章交付申請



<p>交付対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を所持している方で、一定の障害等級の方 ・療育手帳を所持している方で重度（A）の方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方 ・小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている紫外線要保護者 <p>※身体障害の程度により「医師の意見書」の添付が必要な場合があります。</p>
<p>手続方法</p>	<p>障害者等の方の住所地を管轄する警察署交通課に必要書類を提出</p>
<p>必要書類 (各一部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各手帳の写しまたは小児慢性特定医療費医療受給者証の写し ・自動車検査証の写し ・主に運転する方の運転免許証の写し ・印鑑 <p>※申請書は警察署交通課に備えてあります。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>各警察署交通課 宮城県警察ホームページ http://www.police.pref.miyagi.jp</p>

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について

公共施設や商業施設には、障害のある方など歩行が困難な方のために障害者等用駐車区画が設置されていますが、対象者以外の方が利用して必要な方が利用できないことがあり、このような状況の解消のために始まった制度です。

障害のある方や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方に対して制度の対象となる駐車区画（対象区画）の利用証を宮城県が交付し、対象区画に駐車をする際には、交付された利用証を車内に掲示します。

対象区画には、ステッカーが標示されています。利用証の交付には要件があり、申請が必要です。

詳しくは、宮城県社会福祉課にお問い合わせください。（022-211-2519）



【対象区画利用証】

◎自動車運転免許の無料講習

18歳以上の身体障害者手帳を所持する方が自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合、埼玉県にある「身体障害者運転能力開発訓練センター」が厚生労働省から委託を受け、所定教習料金が無料の運転教習を行っています。

身体障害者用教習車も豊富にあり、手話学科教室も開かれています。

■身体障害者運転免許取得訓練制度

対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳を所持している方（聴覚障害・内部機能障害・手帳取得予定の方含む）・公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方・運転適性相談票（住所地の運転免許センターで交付） ■運転適性相談票は内部障害で不要の場合あり
内容	身体障害の方を対象に普通自動車運転免許の取得と教育訓練である社会参加・就職をサポートする ■教習期間は3ヶ月、毎年4月・7月・10月の初日ごとに入所
費用	教習料金は無料 ■保険料や検定料等約3万5千円は自己負担
申込・ 問い合わせ	公認 東園自動車教習所（身体障害者運転能力開発訓練センター併設） TEL：048-481-2711 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

（4）運転免許の自主返納制度と身分証明書としての運転経歴証明書

病気や障害、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、安全な運転に支障をきたすなどの理由から運転免許を自主的に返納する制度があります。一方で、身分証明書としての運転免許証を手放したくないという場合は、運転免許の自主返納後、運転経歴証明書の申請・交付を受けることができます。運転経歴証明書については、県内の運転免許センター、各警察署にお問い合わせください。

また運転免許を自主返納した方を対象とした支援制度や優遇制度が一部市町村や民間企業等で行われています。宮城県運転免許センターホームページ内に詳細が掲載されていますので、ご参照ください。

☆宮城県警察本部宮城県運転免許センターホームページ

運転免許自主返納

<http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/menkyo/hennoutirasi.pdf>

4 宮城県リハビリテーション支援センターの取組

当センターでは、障害者の自動車運転支援について、下記の事業を実施しています。身体が不自由でも自分で運転したいと思っている方、障害者向けの改造車両について知りたい方は、当センターに常設展示している自操式福祉車両の見学や運転補助装置に触れていただくことができます。

お気軽にご相談下さい。

情報提供・啓発

障害を持った方やその家族、支援者向けに各種関連情報についてまとめたガイドブックを作成、ホームページでも公表しています。



相談対応

障害を持った方やその家族、支援者からの自動車運転に関する電話や来所による相談に対応しています。

展示・体験

自操式福祉車両とその付属部品等を展示しています。展示物は手に取り、改造部品の操作性を確かめていただけます。

【問合わせ先】

宮城県リハビリテーション支援センター（リハビリテーション支援班）

宮城県名取市美田園2丁目1-4 まなウェルみやぎ内

TEL：022-784-3588

E-mail：rehabiris@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/>



おわりに

本ガイドブック作成にあたり、照会、調査等にご協力いただきました、宮城県警察本部交通部交通規制課及び運転免許課、一般社団法人宮城県指定自動車教習所協会及び会員教習所、医療機関、市町村福祉担当課の皆様に感謝申し上げます。